

令和8年度

予 算 書

有 田 市

目 次

1. 一 般 会 計 予 算	1
2. 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	9
3. 初 島 財 産 区 特 別 会 計 予 算	13
4. 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	15
5. 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	19
6. 上 水 道 事 業 会 計 予 算	21
7. 病 院 事 業 会 計 予 算	25
8. 漁 業 集 落 排 水 事 業 会 計 予 算	29

一 般 会 計 予 算

令和8年度有田市一般会計予算

令和8年度有田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,630,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月19日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 市 税			3,457,845
	1 市 民 税		1,488,130
	2 固 定 資 産 税		1,674,897
	3 軽 自 動 車 税		117,848
	4 市 た ば こ 税		176,070
	5 入 湯 税		900
2 地 方 譲 与 税			76,464
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税		15,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税		58,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税		1
	4 森 林 環 境 譲 与 税		3,463
3 利 子 割 交 付 金			7,200
	1 利 子 割 交 付 金		7,200
4 配 当 割 交 付 金			31,500
	1 配 当 割 交 付 金		31,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			37,400
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		37,400
6 法 人 事 業 税 交 付 金			37,500
	1 法 人 事 業 税 交 付 金		37,500
7 地 方 消 費 税 交 付 金			650,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金		650,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金			1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金		1
9 地 方 特 例 交 付 金			42,200
	1 地 方 特 例 交 付 金		42,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金		200

款	項	金額
10 地方交付税		4,005,000
	1 地方交付税	4,005,000
11 交通安全対策特別交付金		1,200
	1 交通安全対策特別交付金	1,200
12 分担金及び負担金		53,820
	1 分担金	2,753
	2 負担金	51,067
13 使用料及び手数料		100,924
	1 使用料	78,552
	2 手数料	22,372
14 国庫支出金		1,977,724
	1 国庫負担金	1,535,337
	2 国庫補助金	431,068
	3 委託金	11,319
15 県支出金		1,142,262
	1 県負担金	640,375
	2 県補助金	452,042
	3 委託金	49,845
16 財産収入		57,806
	1 財産運用収入	54,355
	2 財産売却収入	3,451
17 寄付金		4,505,500
	1 寄付金	4,505,500
18 繰入金		3,095,830
	1 基金繰入金	3,094,910
	2 財産区繰入金	920
19 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
20 諸 收 入		238,223
	1 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,344
	4 雑 入	232,878
21 市 債		1,111,600
	1 市 債	1,111,600
歳 入 合 計		20,630,000

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 議 会 費		167,879
	1 議 会 費	167,879
2 総 務 費		3,504,376
	1 総 務 管 理 費	3,199,479
	2 徴 税 費	169,152
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	106,156
	4 選 挙 費	15,845
	5 統 計 調 査 費	3,553
	6 監 査 委 員 費	10,191
3 民 生 費		5,576,883
	1 社 会 福 祉 費	3,226,516
	2 児 童 福 祉 費	1,900,023
	3 生 活 保 護 費	449,504
	4 災 害 救 助 費	840
4 衛 生 費		1,751,486
	1 保 健 衛 生 費	1,234,970
	2 清 掃 費	516,516
5 農 林 費		179,643
	1 農 業 費	168,185
	2 林 業 費	11,458

款	項	金額
6 商 工 水 産 費		4,787,932
	1 商 工 業 費	4,640,287
	2 水 産 業 費	147,645
7 土 木 費		942,983
	1 土 木 管 理 費	124,912
	2 道 路 橋 梁 費	394,078
	3 河 川 費	14,600
	4 都 市 計 画 費	215,319
	5 下 水 道 費	71,498
	6 港 湾 費	80
	7 砂 防 費	440
	8 住 宅 費	122,056
8 消 防 費		541,920
	1 消 防 費	541,920
9 教 育 費		1,841,089
	1 教 育 総 務 費	315,064
	2 小 学 校 費	326,285
	3 中 学 校 費	189,363
	4 社 会 教 育 費	617,267
	5 保 健 体 育 費	393,110
10 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2
11 公 債 費		1,305,806
	1 公 債 費	1,305,806
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		20,630,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域防災計画改訂業務委託料	令和 9 年 度	10,690千円
人権施策推進行動計画等策定業務委託料	令和 9 年 度	3,300千円
学童保育委託料	令和9年度から令和11年度まで	141,399千円
学校給食調理業務委託料	令和 9 年 度	57,816千円
	令和 1 0 年 度	57,816千円
	令和 1 1 年 度	19,272千円

第 3 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
まちづくり推進事業	638,900	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若しく は低利に借り換えることがで きる。
防災・減災推進事業	9,400			
清掃センター施設整備事業	123,000			
し尿処理施設整備事業	32,200			
漁港施設整備事業	16,200			
市道整備事業	47,200			
都市下水路整備事業	30,100			
文化福祉センター施設整備事業	214,600			

国民健康保険特別会計予算

令和8年度有田市国民健康保険特別会計予算

令和8年度有田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,942,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月19日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険税			823,057
	1 国民健康保険税		823,057
2 使用料及び手数料			400
	1 手 数 料		400
3 国庫支出金			3,058
	1 国庫補助金		3,058
4 県支出金			2,736,289
	1 県補助金		2,736,288
	2 財政安定化基金交付金		1
5 財産収入			2,775
	1 財産運用収入		2,775
6 繰入金			368,799
	1 一般会計繰入金		291,799
	2 基金繰入金		77,000
7 繰越金			1
	1 繰越金		1
8 諸収入			7,701
	1 延滞金、加算金及び過料		6,500
	2 雑 入		1,201
歳入合計			3,942,080

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		72,234
	1 総務管理費	68,517
	2 徴税費	3,380
	3 運営協議会費	337
2 保険給付費		2,681,448
	1 療養諸費	2,293,685
	2 高額療養費	367,555
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	18,008
	5 葬祭費	2,100
3 国民健康保険事業費納付金		1,110,774
	1 医療給付費分	778,523
	2 後期高齢者支援金等分	229,045
	3 介護納付金分	83,147
	4 子ども・子育て支援納付金分	20,059
4 保健事業費		66,808
	1 特定健康診査等事業費	51,096
	2 保健事業費	15,712
5 基金積立金		2,775
	1 基金積立金	2,775
6 公債費		313
	1 公債費	313
7 諸支出金		3,141
	1 償還金及び還付加算金	3,141
8 予備費		4,587
	1 予備費	4,587
歳出合計		3,942,080

初 島 財 産 区 特 別 会 計 予 算

令和8年度有田市初島財産区特別会計予算

令和8年度有田市の初島財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000千円と定める。

令和8年2月19日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		4,504
	1 財 産 運 用 収 入	4,504
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		4,506

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総 務 費		4,400
	1 総 務 管 理 費	4,400
2 公 債 費		6
	1 公 債 費	6
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		4,506

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

令和8年度有田市介護保険特別会計予算

令和8年度有田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,586,097千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月19日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 保 險 料			658,550
	1 介 護 保 險 料		658,550
2 使 用 料 及 び 手 数 料			81
	1 手 数 料		81
3 国 庫 支 出 金			844,056
	1 国 庫 負 担 金		580,296
	2 国 庫 補 助 金		263,760
4 支 払 基 金 交 付 金			909,111
	1 支 払 基 金 交 付 金		909,111
5 県 支 出 金			504,089
	1 県 負 担 金		472,167
	2 県 補 助 金		31,922
6 財 産 収 入			679
	1 財 産 運 用 収 入		679
7 繰 入 金			642,085
	1 一 般 会 計 繰 入 金		571,085
	2 基 金 繰 入 金		71,000
8 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
9 諸 収 入			27,445
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料		1
	2 雑 入		27,444
歳 入 合 計			3,586,097

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		112,987
	1 総務管理費	69,530
	2 徴収費	1,603
	3 介護認定審査会費	41,854
2 保険給付費		3,238,337
	1 介護サービス等諸費	2,879,500
	2 介護予防サービス等諸費	115,300
	3 その他諸費	2,420
	4 高額介護サービス等費	96,145
	5 高額医療合算介護サービス等費	14,905
	6 特定入所者介護サービス等費	130,067
3 基金積立金		2,113
	1 基金積立金	2,113
4 地域支援事業費		227,655
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	127,724
	2 一般介護予防事業費	13,781
	3 包括的支援事業・任意事業費	85,790
	4 その他諸費	360
5 諸支出金		4,005
	1 償還金及び還付加算金	4,005
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,586,097

後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度有田市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度有田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,012,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		444,278
	1 後期高齢者医療保険料	444,278
2 使用料及び手数料		60
	1 手数料	60
3 繰入金		566,098
	1 繰入金	566,098
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,546
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 償還金及び還付加算金	1,630
	3 雑入	876
歳入合計		1,012,983

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		23,215
	1 総務管理費	21,562
	2 徴収費	1,653
2 後期高齢者医療広域連合納付金		987,837
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	987,837
3 諸支出金		1,631
	1 償還金及び還付加算金	1,631
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		1,012,983

上 水 道 事 業 会 計 予 算

令和8年度有田市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度有田市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	12,600 戸
(2) 年間総給水量	4,900,000 m ³
(3) 一日平均給水量	13,425 m ³
(4) 主な建設改良事業	配水管布設・布設替事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	495,166 千円
第1項 営業収益	470,004 千円
第2項 営業外収益	25,162 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	475,124 千円
第1項 営業費用	438,379 千円
第2項 営業外費用	35,745 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 232,934千円は、当年度分損益勘定留保資金 158,533千円、建設改良積立金 42,229千円、減債積立金 20,000千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,172千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	48,002 千円
第1項 企業債	40,000 千円
第2項 出資金	1 千円
第3項 国庫補助金	1 千円
第4項 補償金	8,000 千円

支 出	
第1款 資本的支出	280,936 千円
第1項 建設改良費	171,942 千円
第2項 企業債償還金	108,994 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道施設整備事業	千円 40,000	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 75,050 千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、240千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、18,019千円と定める。

令和8年2月19日 提出

有田市長 玉木久登

病 院 事 業 会 計 予 算

令和8年度有田市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度有田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務量)

第2条 許可病床数は145床と定める。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	病院事業	収益	1,401,947千円
第1項	医業外	収益	1,401,947千円
支		出	
第1款	病院事業	費用	784,864千円
第1項	医業	費用	478,972千円
第2項	医業外	費用	194,314千円
第3項	特別	損失	110,578千円
第4項	予備	費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入							
第1款	資	本	的	収	入	6,098,420千円			
第1項	企	業	債			5,798,700千円			
第2項	一	般	会	計	出	資	金	25,257千円	
第3項	一	般	会	計	負	担	金	255,647千円	
第4項	そ	の	他	負	担	金		9,950千円	
第5項	県	補	助	金				8,866千円	
	支			出					
第1款	資	本	的	支	出	5,975,112千円			
第1項	建	設	改	良	費	5,823,651千円			
第2項	企	業	債	償	還	金	21,461千円		
第3項	退	職	手	当	債	償	還	金	130,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新有田市立病院 建設事業	千円 4,337,500	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借り換えることができる。
新有田市立病院 医療用器械備品整備 事業	千円 1,461,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,823,651千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との相互流用 5,000千円

令和8年2月19日 提出

有田市長 玉木久登

漁業集落排水事業会計予算

令和8年度有田市漁業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度有田市漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	88 戸
(2) 年間有収水量	16,100 m ³
(3) 一日平均有収水量	44 m ³
(4) 主な建設改良事業	処理施設の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	漁業集落排水事業収益	75,226 千円
第1項	営業収益	3,001 千円
第2項	営業外収益	72,225 千円

支 出		
第1款	漁業集落排水事業費用	47,059 千円
第1項	営業費用	40,198 千円
第2項	営業外費用	5,361 千円
第3項	予備費	1,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 36,636千円は、当年度分損益勘定留保資金 8,469千円、利益剰余金 28,167千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入	7,415 千円	
第1項	負 担 金	1 千円	
第2項	補 助 金	7,414 千円	
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出	44,051 千円	
第1項	建 設 改 良 費	6,600 千円	
第2項	企 業 債 償 還 金	37,451 千円	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との相互流用

(他会計からの補助金)

第7条 収支不足に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,320千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、資本的収支不足額に対する補てん財源として次のとおり処分する。

(1) 資本的収支不足額に対する補てん財源 28,167 千円

令和8年2月19日 提出

有田市長 玉 木 久 登

